

授業料・学校徴収金について

高校は義務教育ではないため原則として授業料を納付いただきます。（支援制度があります）
また学納金（積立金・生徒会費・農業クラブ費・PTA会費等）は、保護者状況にかかわらず
全員納入する必要があります。

（１） 授業料 （支援制度があります）

都立高等学校では、義務教育とは異なり、原則は授業料を納入していただくことになります

● 授業料を納入する必要がある方

- * 既に高等学校を卒業したことのある方
- * 再入学や留年等で在学期間が36月（定時制・通信制は48月）を超える方
- * 高等学校等就学支援金の申請を行わない、又は期日までに書類を提出しない方

ア 授業料額と納入回数（本則：令和5年度のもの）

課程	年額	第1回目納入時期	第2回目納入時期
全日制課程	118,800円	6月30日 29,700円	9月30日 89,100円

（２） 学校徴収金（納入に関する支援制度はありません）

授業料以外で学校生活に必要な費用（積立金・生徒会費・農業クラブ費・PTA
会費）を学校徴収金（又は学納金）と称しています。それぞれの内容は後述のとおり

ア 積立金

積立金は、修学旅行・校外学習等の学校行事や副教材・学習支援物品購入など生徒の
学校生活にかかる費用

イ 生徒会費

生徒の自主的な生徒会活動や、部活動の経費

ウ 農業クラブ会費

東京都並びに全国の農業系高校生徒の自主的組織の諸活動経費

エ PTA会費

生徒を支援する目的で体育祭など各種行事への補助や参加支援、記念品贈呈など

【令和6年度 徴収予定額】

	前納金	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
納入日	3月13日まで	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	
授業料 (該当者のみ)		29,700					89,100	118,800
積立金	40,000	9,700	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	124,700
生徒会		4,500						4,500
農業クラブ		1,000						1,000
PTA会費		4,800						4,800
小計	40,000	49,700	15,000	15,000	15,000	15,000	104,100	253,800
振替手数料	納入方法により 違います	10	10	10	10	10	10	60
合計	40,000	49,710	15,010	15,010	15,010	15,010	104,110	253,860

※ 上記は予定であり、3年間の徴収計画含め入学後改めてお知らせします